

豊島区長記者会見 質疑要旨

日時	令和元年2月14日(金) 午後4時30分～5時30分
出席者	区長、呉副区長、危機管理監、総務部長、危機管理担当課長、治安対策担当課長 環境保全課長、公園緑地課長、公園計画特命担当課長、広報課長 朝日新聞社、読売新聞社、東京新聞、(株)豊島新聞社、(株)都政新報、としまテレビ、東京MXテレビ、NHK
司会	広報課長

区長ほか	池袋西口公園の落書きに関する説明
質疑応答	
記者	落書きの中には、アートと思ってやっている人もいます。アートや文化を推進している豊島区は、ウイロードのような壁面描画も行っている。区長としてアートと落書きの違いをどう考えているか。
区長	今回の落書きは、100人いても誰もアートと捉えないと考えている。感動・夢があり、自分の気持ちが変わるものがアート。犯人はアートと言っているが、破壊行為。国際アート・カルチャー都市として醸成してきた雰囲気壊すものが落書きであると認識している。
記者	6月の議会で審議するスケジュールは、オリンピックを意識してのことか。
区長	その通り。来街者が楽しい・感動する街と感じるには、第一印象が大事。グローバルリングが一番最も注目してもらえるポイント。条例はできるだけ早く制定できるよう、パブリックコメントを実施し、議会の審議を受けたい。
記者	バンクシーのように、落書きをアート作品として認めて人気が出る事象もある中、どのように落書きと見極めるか。
環境保全課長	原則許可なしの場合は落書きとなるが、所有者がアートと認めた場合は落書きではなくなると考える。
区長	街づくりに対して、所有者に許可なく勝手に描くことは許すべきではない。落書きを放置すると荒れた印象となり、街の品格が下がる。 判断は難しいが、感動するものとして万人が認める場合は、限定的に落書きをアートとして許可することもあるかもしれないが、原則は認めない。国際アート・カルチャー都市として変わってきた街を壊したくない。
記者	区として、落書きの判断基準や合意形成の仕方はこれから決まるのか。
区長	そうなる。関係者の皆さんから意見をもらい方針を固め、議会でもご意見をいただく。
記者	落書きに関して、これまで区で条例に記載等はあったか
環境保全課長	これまでポイ捨て・客引き・看板についての条例はあるが、落書きの規定はなかった。今回を契機に規定していく。
区長	国際アート・カルチャー都市にふさわしい条例だと考える。その他の美観条例とも連携して、強い姿勢で取り組む。
記者	グローバルリングの修復費用につき、犯人には罰金をかけるか。

呉副区長	条例の中に罰金につき記載する。それとは別に修復費用を請求する予定。精査中だが、グローバルリングの柱や床、周辺部分のみを直す場合は 150 万円程度、柱等の修繕で一部が目立ち、全体を塗りなおす場合は 700 万円程度かかる予定。これから業者とも協議していく。
区長	グローバルリングはまだ出来立て 2 か月で被害を受けた。貴重な税金を投入し、池袋西口のシンボルと考えて作ったので、本来であれば元通りに塗り替えたい。そうすると 700 万円程かかるため、協議を重ねていきたい。
記者	昨年消去した 357 か所の落書きで、修復費用を請求したことはあるか。
環境保全課長	357 か所では、請求していない。
公園計画特命課長	ウイロードの公開制作期間に落書きされ、その犯人から修復費用を請求した事例はあった。
区長	最後の仕上げの時期に、西口の正面壁面にスプレーで落書きし、現行犯逮捕となった。植田氏の描画前だったため地を直す修復費用を払ってもらった。
記者	罰金について。落書きは規模が様々だが、一律か規模に応じてやるのか。
環境保全課長	条例は何万円以下という記載になる。警察の罰金刑と同じ。
記者	罰金額の設定で参考にする自治体等あれば
環境保全課長	他区で最高 5 万円。そこが一つのレベルとなるが、特化した条例として、これを超える金額の制定も考えている。
記者	罰金額を盛り込んだ条例を作っている区は？
環境保全課長	千代田区 5 万円・墨田区 2 万円・渋谷 5 万円。